

別紙3

自主測定頻度について(廃棄物焼却炉の場合)

廃棄物焼却炉に関わる自主測定頻度一覧

測定項目		測定に係る規模要件	測定回数
ばい煙(法)	硫酸化物	硫酸化物排出量が 10 Nm ³ /h 以上の施設	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
	ばいじん	焼却能力 4 t/h 以上	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
		焼却能力 4 t/h 未満	年2回以上*
	窒素酸化物 塩化水素	排出ガス量 40000 m ³ /h 以上	2ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
排出ガス量 40000 m ³ /h 未満		年2回以上*	
全水銀(改正法)		排出ガス量 40000 m ³ /h 以上	4ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
		排出ガス量 40000 m ³ /h 未満	6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上
指定有害物質(県条例)		—	6ヶ月を超えない作業期間ごとに1回以上

※排出ガス量が 40000 m³/h 未満であって、継続して休止する期間が 6 月以上の施設のばいじん、窒素酸化物の測定頻度については年1回以上

《焼却量 4000 kg/h 以上、排ガス量 4 万 Nm³/時以上の廃棄物焼却炉の測定例》

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ばい煙(法)	○		○		○		○		○		○	
全水銀(改正法)	○				○				○			
指定有害物質(県条例)	○						○					

《焼却量 4000 kg/h 未満、排ガス量 4 万 Nm³/時未満の廃棄物焼却炉の測定例》^(注)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
ばい煙(法)	○						○					
全水銀(改正法)	○						○					
指定有害物質(県条例)	○						○					

(注) 硫酸化物の測定回数について考慮していないため該当する場合は注意

(法) : 大気汚染防止法
 (改正法) : 改正大気汚染防止法
 (県条例) : 福島県生活環境の保全等に関する条例